

平成23年度滋賀県環境審議会（環境企画部会）

会議概要

- 1 開催日時 平成23年(2011年)9月12日(月) 13時30分～15時30分
- 2 開催場所 滋賀県庁新館7階 大会議室（大津市京町四丁目1-1）
- 3 出席委員 岩田委員、上田委員、岡田委員、笠原委員、川地委員、
武富委員、津野委員、外村委員、中村委員、西田委員、
松井委員、谷内委員、山本委員、（以上13名）
- 4 議事
 - (1) 滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理の考え方について
 - (2) 第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について
 - (3) その他

<配付資料>

- 資料1-1 滋賀県環境学習推進計画(第2次)の進行管理の考え方について
- 資料1-2 平成23年度 環境学習関連事業（分野別）
- 資料2-1 平成22年度 第三次滋賀県環境総合計画の実施状況について
- 資料2-2 第三次滋賀県環境総合計画 平成22年度「数値指標」進捗状況
- 資料2-3 第三次滋賀県環境総合計画 平成22年度重点プロジェクト進行管理票
- 資料3 滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正について（報告）
- 参考資料 環境保全活動・環境教育推進法改正案の概要
滋賀県環境学習の推進に関する条例
滋賀県環境学習推進計画（第2次）（概要、本文）
第三次滋賀県環境総合計画（概要版）
環境アセスメントパンフレット
滋賀の環境2011（滋賀県環境白書）

5 議事概要

(1) 滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理の考え方について

滋賀県環境学習推進計画（第2次）の進行管理の考え方について、事務局（環境政策課）から報告があった。【資料1-1, 1-2参照】

<質疑等>

委員：

資料1-1の3ページに、目標に対する達成度やどこかで自己評価ということが出ているが、これは計画した部署で自己評価を担当者がされるのか、それともそれにかかわってない人がするのか。どうやって評価をされているのか。見たところ、実際そうなのかもしれないが、かなり達成率がいいなどという感じを受ける。全体的にこういうことであれば、学習推進計画は非常に順調に推移しているというふうに考えることができるが、その割には課題もまだ残っているなどという感じで、その辺はどのように考えたらよいのか。

事務局(環境政策課)：

3ページ、4ページは取りまとめのイメージであり、これが実際の結果ではない。なお、3ページ以降、4ページの評価については、環境政策課で県庁内の施策全般を見渡し、それぞれの課が実施した自己評価も勘案しながら、評価をしていきたいと考えている。

部会長：

今の発言の付け加えとして、後で個表が出てくることになるが、ここではこういう形で評価を進めていくということを議論するということか。

事務局(環境政策課)：

本日の審議会場で議論いただく内容は、まず5ページのこの個票でもってそれぞれの所管担当課が事業についての概要や、それぞれの所管課が行う自己評価を個票でとりまとめるので、それをご覧いただきたいということと、あとそういった個票をとりまとめて3ページ、4ページのような全体の報告、総括をしていきたいということである。

委員：

そうすると、資料1-2のいろいろな部署で環境学習関連事業をされて

いるわけだが、それぞれの部署でまず1次評価というか自己評価をされて、それに基づいてこの環境部署のほうで再評価をしていくという考え方でいいのか。

事務局(環境政策課)：

そのとおりである。

委員：

1ページの「目標の達成度」のところの星印の数だが、これは3段階にされている。事前に資料をチェックする中で混乱したのが、こちらは3つ付いたらできたという感じであるが、後ほど説明される資料2-2では、5つの星が最大の評価になっている。割り切って考えればいいのだが、本当に「目標の達成度」、こちらのほうの3段階の評価でいいのかというのが、どれもこれも概ね達成できたぐらいの2つになりかねないのではないかと懸念される。

事務局(環境政策課)：

資料2-2では1ページ目に凡例があるが、達成率100%以上が星5つ、99から76%が4つ、75から51が3つ、50から26が2つ、25以下が1つ、算出不能がバーという形である。こちらは基準年度に平成19年度を用いており、その数値的な実績が出ている。あるいは、22年度の実績も数値として出てくる。このように、数値と数値、あるいは平成22年度の目標の数値ということで出ているので、こちらは比較の数値という形で星が出やすい形になっていると思う。

一方、環境学習については、これは数値の指標もあり、あるいは理念とか考え方を目標に置いている事業もあるということで、その辺については事業課ごとの判断に任せたいというように考えている。

そのような違いがあるので、自己評価であれば、なかなか数値で現しにくいところもあるのではないかと思う。自己評価なので、そういうことから星5つではなくて、もうちょっと幅を持たせた形での評価をしていってはどうかということ考えた。

委員：

基準値のほうの目標達成度の感覚としての評価については、企業ではニコニコマークとか難しい顔マークだとか、そういうものをよく使うが、そういうものだとニコニコマークが最高だとかというふうにも感じられるが、ここは行政と企業の違いというふうにも感じた。

委員：

個票に「当初予算額」というのがあり、予算に対してどれぐらいかとか増減額というのがある。こういうのは要るのかどうかという感じを受けた。事業の進捗状況といった意味ではこれは非常に大事なことだと思うが、環境学習という意味では、お金を使ったかどうかというのは余り関係ないのかという感じがするがいかがか。

部会長：

これは使ったのではなくて予算だけです。

事務局（環境政策課）

はい。こちらのほうは当初の予算ということで、あくまで参考として知りたいという情報の1つであり、確かに委員ご指摘のとおり、多く使ったからどうなのだという事とはまた次元が違うところもあるかもしれないが、行政の情報として集めたいというように考えており、入れさせていただいた。

部会長：

結局、これを見ると、平成 22 年度は予算がつかなかったけれども、23 年度はこれだけついたということが分かる。また、22 年度が幾らかついているのに、23 年度はそれよりも減らされたりとかということ。

委員：

わかりました。そういう意味であれば参考にはなるかもしれない。

部会長：

「目標設定」というのがここに出ているが、これは事業で予算をとったときの目標設定ではなくて、各関連する課が自分で立てた目標設定。もちろん予算をとるために作った文章もあるが、余分に作ったものもあるかもしれないので、そういう理解でよいか。

事務局（環境政策課）

そのとおりである。当然、目標を設定したという根拠はどうかということについても、それぞれの事業課に根拠を求めていきたいと考えている。

部会長：

ここで書いてあるのは、果たして 25 園、この 25 が妥当な値かどうかというのは、全体に対してどれくらいかというのはよくわからないところがあるが、これは根拠を聞いて妥当かどうかということを考えるということのようであった。

それから、結果や対象者ということで、効果の有無ということで、あと備考みたいな文章があって、そしてその全体に対して、例えばこれだと 38 園が参加したので、25 に対しては星 3 つだという判断を自己ですると、こういう形になっているということだと思し、教諭、保育士の人材育成を図るということで、人材はどうだったかとか、それに対するプログラムの開発がどうだったか、こういうことを自己で判断するということである。

これは、こういうのに対して何か補足資料も一緒に集めて整理されるのか。例えば、プログラム開発などになると、そのプログラムも一応付いてくるということか。

事務局（環境政策課）

この個票を裏付けるような資料があれば、それも合わせて提出を求めたいと考えている。

部会長：

それから、次が低炭素社会づくりと体系的な自然学習、両方の課題なので、どちらに貢献するのかということと、そのものについて 3 段階といったようなところの、いわばおのおのの最初の段階なのか、実行段階なのかというようなところ、それから具体的な内容で今後の課題・方向性ということであるが、大体こういう情報でよいのか。

そうすると、また 3 ページに戻って、これをもとに環境部局のほうでおのおのの個票について全体としてまとめた結果として、ここにこういうまとめ方をすることのようであるが、まとめ方の内容等、こういう形でいいのかということ。この数字は例示として入れているようなので、中身の高い低いは別にして、入っている項目はこういうことでよいかということ。

委員：

3 ページの「施策体系の項目別の効果について」という表について、各主体と連携・協力ということがこの本命だろうと思う。あとの項目は、大体行政の施策で推進・評価できる内容かなと思うので、特にこの各主体との連携・協力という中身を、もうちょっと具体的に表現できるようにしてもらいたい。

事務局（環境政策課）：

連携・協力については、環境学習推進計画の17ページの（5）に、「連携・協力のしくみづくり」ということで書いており、「環境学習関連機関・団体・市町等の連携」、あるいは「連携のための交流の機会づくり」というものを掲げている。あくまでこちらの3ページのほうに書いているこの連携・協力であるが、こういう大きな枠の中の項目について効果があったというような整理をさせていただいているので、この連携・協力等について何か具体のそういった資料があれば、個票に参考資料というような形で付けるというのも1つの方法と考えている。こちらの3ページとともに、どのようなところでの連携・協力かという個々の形での掲載というのは、今のところ考えていない。

委員：

ともすると、連携・協力以外の項目については、行政サイドで自己評価して、自己満足してしまうことが懸念される。イメージではあるが、連携・協力のところ、12%という低い数字がイメージとして出ているのかなという見方もしないではない。

部会長：

今のご意見は、その表の下に「効果等の主な概要」というのがあるが、これはあくまでもこの学習関連事業の進行管理のとりまとめというのは全体の取りまとめになるので、この表だけ見るとなかなかわかりづらい。なるほどまあまあいっているかな、いや、もうちょっとかなというぐらいのことしかわからないので、より掘り下げるために、この効果等の主な概要のところには、これはよいというような特記事項を書くという方向でよいか。

委員：

それでよい。

事務局（環境政策課）

その方向で、主な概要のところの特記事項という形で記載したいと思う。

部会長：

また、審議会にこの票は報告があるのか。

事務局（環境政策課）

報告させていただく。

部会長：

その時に、いわばもっと書くべきだとかこの内容はどうかという質問をすればよいのか。

事務局（環境政策課）

それでよい。

委員：

以前に環境学習に関わっていた者として、非常に定量化しにくい内容をこの個票を積み上げることで、3ページの進捗管理のとりまとめイメージのようなものができていて、非常にわかりよいものを工夫していただいたなというふうに思っている。

ただ、今も少し触れられていたが、これはグラフにした場合、効果が事業数ということで実績だけを書いてしまうと、目標に対してどうだったのかというのが、この個票のところの達成度と合わせて考えないといけないと思う。そうすると、個票のところで効果の有無の丸だけではなくて当初何を見込んで、(1)から(6)のところのどの項目を見込んでした事業なのかというような目標についての丸印、そういうものがあると、目標としては人材育成は本当は50だったけれどもそれが30とか、連携のところは20しか思っていなかったけれども10であるというような、何か目標と効果、実績というものを表す工夫というのをもう一つしていただけると、更に良いのではないかなと思う。

事務局（環境政策課）

5ページの記載例のほうの分類、上から4番目であるが、4つある右上のところに「主たる施策体系」ということで、この記載例の場合であれば「場や機会の提供」ということを記載している。

まず、施策で何を主にねらって事業を実施したかということは、こちらのほうで記載をしていこうというように考えており、こちらの施策体系のところでは1つ、もしくは2つ程度に目的を絞ってこの個票のほうに書いていってはどうかというように考えている。そもそも、その事業の主たる目的というのは、その施策体系のどこに該当するのか、それから結果としてどういった効果が得られたのかというのを、丸をつけて示していこうというものである。

委員：

そうすると、3ページのほうのとりまとめイメージのところに出てくる目標というのは、「場や機会の提供」の(3)のところだけが本来出てくるのであって、それ以外はプラスの部分ですよというふうに考えれば、すごく実績として上がっているなというイメージが出ていいと思う。だから、施策体系というところだけで判断するのであれば、その数だけでも目標にするというようなことはいかがか。全体のバランスはわかるが、目標に対してどうだったのかというのがちょっとわかりにくいのではないかと思う。

事務局（環境政策課）

全体のとりまとめのイメージのところに、そもそもそういった施策を主たる目的としていたのかということを追加するということは、検討をさせていただきたいと考えている。

部会長：

あくまでのこの3ページの(2)は、単純にこのまま考えると、星幾つが何%で、星2が何%、星1が何%と、こういうそのままの書き方になる。ただ、その中身は少しはわかるようにというご意見なので、よろしく願いたい。個票も非常に大事だと思うのでぜひ願いたい。

委員：

ここでは全事業数96事業ということだが、それはこの表の1-2に該当するのが96になることを意味するのか。

事務局（環境政策課）

そのとおりである。

委員：

そうすると、5ページの個票で言うと、おのおの事業が今の議論になっているちょうど真ん中あたりの6つの項目に対し丸とかバツがあるが、丸をつけたものは効果があったと解釈していいのか。

事務局（環境政策課）

そのとおりである。

委員：

96 に対するおのおの項目の丸の比率を示したのが今の 3 ページの数値になるのか。

事務局（環境政策課）

そのとおりである。

委員：

個票の中で言えば、評価しなくてもいい、あるいは評価のできない項目もある。このため、96 で割ると本当に内容的なものを評価しているかどうかはわからないことになるのではないのか。つまり、丸がついてない項目でも、本当にできなくて丸がつかなかったものと該当しなくて丸が付かなかったものがある。例えば 96 事業の一番最後の「21 図書資料等購入事業」については、6 つ全部が丸の対象とならないという感じがする。でも、3 のほうの総括的な評価の中では、96 で割っているので、おのおの項目が全部丸またはバツがつけた形での比率として評価していることになり、それでよいのか疑問に思う。

事務局（環境政策課）

考え方としては、1 つの事業で幾つかの効果をもたらすものもあるということなので、積み上げ方式というか、全部 96 事業で割り戻すというような考えではなくて、少なくとも効果のあった事業について、それぞれの所管課のほうで自己評価をしてもらおう。

例えば今、委員からご意見のあった図書資料等の購入事業についても、その所管課が判断するにすべてのところに丸がつく可能性もあるし、あるいはもっと目的を絞って幾つかのところに丸をつける可能性もあると思う。あくまで最終的に全体の取りまとめイメージでもって、1 つの形に何らか見えるような形にしたらどうかということで提案をしている。

部会長：

ちょっと議論がかみあってないところがある。明確にしたいのは、5 ページの真ん中のところにある「施策体系」の（1）から（6）、「人材育成」等から「普及啓発」まで。ここの各数というのは、ここの項目というのは 5 ページの個票の真ん中にある「施策体系」のところの（1）から（6）に該当するもの。したがって、個票でこの丸をついた数を（1）なら（1）で全部ずっと足し算して、それを 96 で割った値が 3 ページの例えば人材育成等のところに載っているということになる。

そうすると、そもそもこの事業の中で、中身は別にして、人材育成等にならないような事業が仮にあったとしたら、96で割ることが妥当かどうかというのが委員のご質問だろうと思う。したがって、5ページの個票の(1)の「効果の有無」にもう一つ項目をつくって、この個々の事業はこういったことが含まれているかどうかというのを、仮に丸とかをつけて、その丸の数分で割られたらどうかというのが委員のご意見である。事務局は、この96事業というのは、この(1)から(6)はすべて項目として入っていて、実施されるべき事業であるという理解か。

事務局（環境政策課）：

96事業すべての事業について、この(1)から(6)を求めてという趣旨ではなくて、当然各事業は基本的には施策の体系に位置づけられているので、本来はそもそも目的でそこをしましょうという事業で、目標を設定する、施策体系をするわけだが、ただ効果として見るときには、副次的というか、要は事業をしていく中でこういう効果もあった、こういう効果もあったというようなことがあれば、それはぜひ拾い上げたいという趣旨で丸を付け、施策体系は個々に一つあがっているけれども、こういう効果とこういう効果が出たといったものは評価をしていきたいという意味で丸をつけていただき、自己評価の文章でどういう効果があったということをいただきたいということで、この割合というと余り意味はないかもしれない。この35%とか何%という割合は必要ないかもしれないが、こういう効果が施策で得られたということは、ぜひいただきたいという趣旨である。

部会長：

そうすると、おおよそ96事業をやっているが、その事業が(1)を目的としているとかしないとかと関係なく、足し算した数は、人材育成に効果のあった事業は何個あった、それが全部の事業の中の何%かということ。そういう単なる、これが36ならよい、50ならよい、20なら悪いと、こういう話ではなくて、おおよそ環境に関する事業は96あるが、人材育成に効果のあった事業は、目標としようがしまいが、これだけの事業は今年度あった、それは96事業のうちの何%だと、そういう理解か。

事務局（環境政策課）：

例えば連携・協力について数が少ない。12が暫定ではなくて、これが本当にそうかもしれないが、ただ中身を見れば非常に効果があるものがあれば、その効果等の概要というところで、そこでしっかりと書き上げていくと、そ

ういったことで数だけではない、数字だけではないという部分もある。

部会長：

それは非常に大事なので、もしそういうことで委員が納得されるのであれば、議事録に残しておいて、ぜひ今後もそういう趣旨でここは書かれているということはずっと明らかにして、報告書の評価のところもこの数値がひとり歩きしないように工夫をいただければと思う。そういうことでよろしいか。

委員：

それでよい。これを見た人の立場から考えると、こういうパーセントで出てくると、100に対してどのぐらいの効果があったかというのが普通の見方なのでそこを心配している。今、部会長が説明されたようなことがこれを読んだ人に伝わるようであれば、私はそれで結構である。

事務局（環境政策課）：

そのあたり、表現を工夫していきたいと思う。

部会長：

少なくとも、今いただいたご意見は事務局のほうで、ぜひ今後の管理に反映していただくようお願いする。

（２）第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について

第三次滋賀県環境総合計画の進行管理について、事務局（環境政策課）より説明があった。【資料 2-1, 2-2, 2-3 参照】

<質疑等>

委員：

私は温暖化対策部会にも出席しているが、大変気になるのが「みるエコおうみ」プロジェクトの実績と目標値のかけ離れ方であり、1桁違っている。このあたりは、特に「みるエコおうみ」自身を使わなくても、例えば、草津市でもISOエコ家族の取り組みを増やす取り組みだとか、県においても温暖化防止活動推進委員会による出前講座の数を増やすだとか、あるいは、また環境省が進める省エネルギー診断の件数も増やすだとかというように、違う方面で色々温暖化対策の取り組みをされている。次から次へといろいろな取り

組みの目標が増えてきているが、増えるばかりでこの目標に対してどうかという部分が、このままでは5万世帯というのは非常に難しいのではないかと危惧している。

その他の取り組みという部分もあるので、この数値を下方修正するというようなことはしないのか。1桁減らしてもいいのではないかとというようなかけ離れ方だと思う。

もし、このままでいくのであれば、個々であたるのではなく、今後の課題のところにも書いているが、もっと団体へのアプローチというところが必要ではないかと思う。例えば、何年か前まで、淡海環境保全財団が進める「三方よしお得ポイント」というのがあった。これは個々の人がやるのではなくて、団体あるいは町内、こういったところが集団で取り組まないといけないというものであったが、そういうところにターゲットを絞って、過去にもらってきたところに対して、また働きかけをすとか、もっと町内を対象にすとかというようなことも考えてもいいのではないかと思う。

それと、いま現在、温暖化対策課のほうで進められている町内とか団体とかというグループで低炭素社会への取り組みに対する補助金という制度を今月中に確定されるようだが、もしそういう補助金があるのであれば、そういうものを貰われるところはこの「みるエコおうみ」とセットにするというようなこともぜひ願います。個人個人で進めていくということでは、とてもではないがこの5万世帯というのは達成できる数値ではないと思うので、そのやり方を、グループや団体といったまとまった人数で取り組めるところを積極的に増やすというように、あるいはこの際、目標値を下方修正するというようなことはいかがか。

事務局（温暖化対策課）

まさにご意見いただいたとおりであり、「みるエコおうみ」のプログラム自体については、色々扱いやすいように改良しているが、何と言っても5万世帯というのは大変難しい数字だと認識している。50万世帯の1割ということの目標を当初から掲げており、それを今維持している。

それで、先ほどもご提案いただいたとおり、様々な団体の色々なところで、「みるエコおうみ」ではなく、環境家計簿という形で取り組まれているところがある。また、企業でも独自の環境家計簿、エコアクション21や環境省の環境ブックを利用いただいている。また、市町では、先ほど草津の事例を出していただいたが、色々なところで、「みるエコおうみ」というのはウェブ上の仕組みであるが、ペーパーで簡単にできるものもある。そういったものも言うなれば広い意味では「みるエコおうみ」の趣旨と同じくすると理解し

ていただき、「みるエコ」に取り組んでいただいているということでカウントできるのではないかとということも考えている。

県の内部監査でも指摘があったので、そういう意味でもう少し考え方を広げるような形で、何とか5万世帯に近づくような方向で努力していきたいと思っている。

それから、次の補助金であるが、間もなく募集要項のほうを公開させていただき、地域で低炭素社会づくりに取り組まれている方に支援させていただくという内容の助成金を間もなく募集する。それまでに、そのような取り組みもぜひ積極的に進めていきたいと思っている。

委員：

期待している。

部会長：

先ほど色々な取り組みがあるというお話を例に挙げられたが、それを全部連携できるような、一体化できるようなプログラムであるとかソフト化とか、あるいは連携するようなことは考えていないのか。そういうものは一体としてすべて、別々にやっていることを1カ所で連携できるようなことのソフト化だとか、そういうことは考えていないのか。

事務局（温暖化対策課）

市町と連携できないかということで、まず市町が紙で取り組まれているプログラムを連携してすることができないか、実証的なことを始めており、将来は企業の取り組みでやるとか連携して、一括してカウントできるような方向を目指したいと思っている。

部会長：

それからもう一つは、学校教育の中で例題なり宿題として、これは活用しないのか。

事務局（温暖化対策課）：

学校協議会のほうとも連携しており、学校の教材で今パソコンとかそういったものも使っておられるので、できないかということも相談を投げかけているところである。

ただ最近、学校のほうが総合教育というよりも少し転換方向にあり、授業時間がどういう風につけていかれるという課題があるので、そういうことを

お話ししながら進めているところである。

委員：

資料2の4ページの水質のところ、琵琶湖の水泳場の快適ランクの箇所数が7から3に減ったことと、事業場排水基準遵守率が下がった理由について、簡単に教えてほしい。

事務局（琵琶湖政策課）

まず、水浴場の関係については、例年水質調査を、開設前の6月頃に実施している。調査の結果、水質が良い、悪いというのは色々な要因がある。今回の件については、天候が不順であったということで、水質の汚濁が進んだということよりは、降雨の影響があったのではないかと考えている。1年度だけの結果で評価するというのはなかなか難しい面もある。なお、全体として傾向を見た時には、ほぼ横ばい状況になっている。

事務局（環境政策課）：

もう一つ、事業場排水の基準遵守率が95から90に下がっているということだが、水質汚濁防止法等に基づき排水の検査を行っている。昨年度は、過去の排水検査の結果において不具合のあった事業場を優先的に調査対象としたため、基準の順守率が低下してしまったものと考えている。

また、基準を調査した事業場のほとんどは、すでに対応されている状況である。

委員

農産物の地産地消ということで、学校の給食のほうに関わってということも思っている。この地域の地産地消ということで給食の食材については地元産をとということで提供しているが、やはり取り組みとして22年度は3地域、また今後1地域を加えてというようになっているが、このあたりをもっと増やしてしていけると、保護者のほうにも安心材料になっていくのではないかと考えている。私も給食のほうにもちょっと携わっているので、また学校給食会のほうにも意見を出しながら取り組んでいけたらいいなということも思っている。

事務局（環境政策課）

今のご意見は、食のブランド推進課等にも伝えさせていただきたいと思う。

委員：

資料2-3の8ページの(2)の「(事業の推進状況)」というのがあるが、そこに平成22年度は3地域において当該事業に取り組むと書いている。その後にある今後の課題において、今年度も新たに1地域を加えた2地域となっているから、上の3地域は2地域に減ったと読めるがどうか。

こういう事業は、継続性が非常に重要だと思う。つまり一回だけでなくそれを続けていくことが重要ではないかと思う。

それからもう一点、個々のプロジェクトにこういう支援をしましたと書いてあるが、支援したことが大切ではなく、支援した結果どうなったかということが大切ではないかと思う。しかしながら、結果については触れられていない。

これら2点について、配慮していただきたい。

事務局（環境政策課）：

こちらについては、今現在3カ所と、新たに1地域を加え4地域ということである。従って4地域という形になる。

部会長：

それから、もう一点の件は、ぜひそういう記述をお願いします。

事務局（環境政策課）

課題のところ、事業の進捗状況のところを、今の意見を踏まえ、来年度はもう少し掘り下げて書けるようにしたいと思っている。

(3) その他

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正について、事務局（環境政策課）より報告があった。【資料3参照】

また、環境保全活動・環境教育推進法改正案の概要について、事務局（環境政策課）から情報提供があった。【参考資料 環境保全活動・環境教育推進法改正案の概要 参照】

<質疑等>

委員：

今回の環境影響評価条例施行規則を改正する意図についてお聴きする。

復興支援の一環ということは、アセスは事業者にとって負担となるため、影響が少ない範囲で一時的に要件を緩めるという考え方か。

事務局（環境政策課）

アセスは、事業者にとって負担となる側面があると思う。滋賀県には、64ぐらい工業団地があり、すべてが埋まっている訳ではない。できるだけこのような工業団地を活用していただき、経済の支援にもなるように、環境部局において環境への影響等を検討した結果、一時的に工業団地に限定する内容の規則改正に至ったということである。

部会長：

大体予定していたものが全部終わったので、全体を通じてご意見、ご質問があればお願いします。

委員：

1の議題の中の先ほどの個票、資料1-1の個票に戻るが、要するにどうも評価のうまくいっているかいつてないかのポイントは、やはり目標の達成度だろうと思う。その際の目標設定というのが5ページの真ん中辺にある、これが要するにきちんと妥当な目標が設定されているかどうかのポイントのような気がする。その目標がたまたまこの記載例では25園とかそういう数値が出ているが、90幾つある事業のそれぞれについて、そういう目標の数値化というのがなされ得るのか、なされているのか、その辺が1つのポイントかなという感じがする。無理をして何でもかんでも数値にすればいいというものではないと思うが、やはり目標設定が妥当であるかどうかをよく吟味されて、できるだけ数値化をされるということが、次の達成度の評価を妥当なものにしていくポイントのような気がする。その辺をぜひお願いしたい。

事務局（環境政策課）：

ご意見を参考にさせていただきながら、取り組んでいきたい。

部会長：

本日の案件については、後でご意見をいただいても、できるだけ反映して良いものにしていきたいと思っている。また、お気づきの点があれば事務局のほうへご意見をお寄せいただきたい。